

「長浜市しょうがい福祉プラン(H30～R5)」の概要と中間見直し

1. 現プラン策定の趣旨

以下の環境の変化等を踏まえて、平成30年3月にしょうがい福祉施策推進の新たな指針を策定。

(1) 国内法・制度改革の進展

役所や事業者が「不当な差別的取扱い」をすることを禁止し、しょうがい手帳を持っている人だけでなく社会の中にあるバリアによって日常生活等に制限を受けている人に対しても「合理的配慮の提供」を求める障害者差別解消法の施行等への対応が必要。

(2) しょうがいのある人の増加・ニーズの多様化

しょうがい手帳所持者（6,335人(平成23年)→約6,813人(平成29年))、難病の範囲の拡大（332疾病→358疾病(平成29年)）をはじめとする、しょうがいのある人の増加、それに伴うニーズの多様化への対応が必要。

【手帳所持者数】

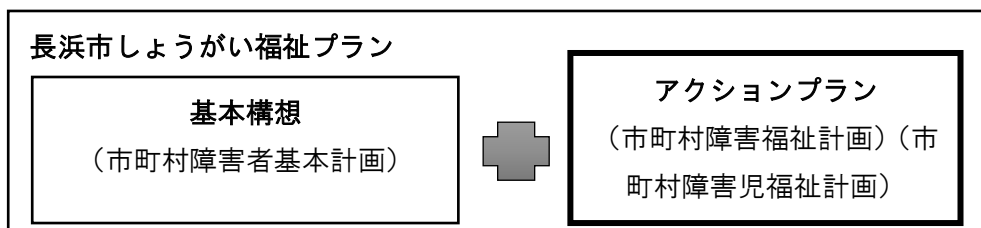
(各年度4月1日現在)

	平成 23年度 (合併)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	平成30年 度-令和元 年度 人数増減
身体障害者手帳	4,779人	4,796人	4,627人	4,526人	-101人
療育手帳	1,038人	1,236人	1,260人	1,305人	+45人
精神障害者保健福祉手帳	518人	781人	788人	838人	+50人
合計	6,335人	6,813人	6,675人	6,669人	+6人

2. 計画の構成・位置づけ

(1) 計画の構成

法・制度改正や環境の変化に柔軟に対応できるよう、基本的な事項を定める「基本構想」と、それを実現するために具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を示す「アクションプラン」から構成。



(2) 計画の位置づけ

基本構想 : 「市町村障害者計画」(障害者基本法)に位置づけ。

アクションプラン : 「市町村障害福祉計画」(障害者総合支援法)および「市町村障害児福祉計画」(児童福祉法)に位置づけ。

障害者基本法

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

障害者総合支援法

第八十八条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法

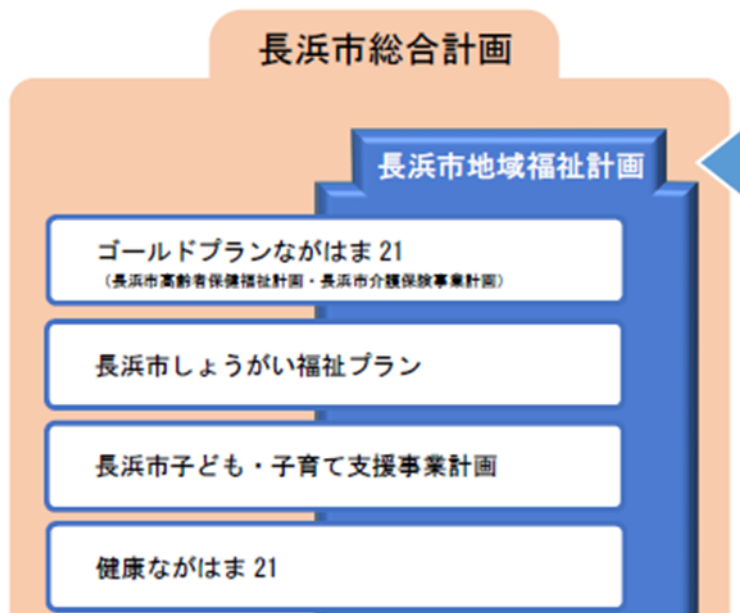
第三十三条の二十

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 他計画との関係

上位計画 : 「長浜市総合計画」、「長浜市地域福祉計画」

関連する計画 : 「ゴールドプランながはま21 (長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画)」、「長浜市子ども・子育て支援事業計画」、「健康ながはま21」、「長浜市人権施策推進基本計画」等



3. 計画の期間・進行管理

(1) 計画の期間

平成30年度か令和5年度までの6年間

ただし、アクションプランは3年後の中間見直しをはじめ柔軟に見直しを行う。

(2) 進行管理

しょうがいのある人の団体、長浜米原しょうがい者自立支援協議会、医療、教育、福祉、市民等、様々な分野が連携し、課題やニーズを把握し、状況の変化やご意見等を踏まえ適切な進行管理を行う。

4. 基本理念

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、『ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜』の実現を目指す。

5. 5つの柱と主な取組

(1) やさしいまちづくり「あたたか」

- ① 相互理解の推進・・・**広報・啓発活動の推進、福祉・人権教育の推進**
- ② 地域福祉の推進・・・**地域福祉活動の推進、人材の育成**
- ③ 地域ネットワークの強化・・・**地域ネットワーク強化による相談支援機能の強化**
- ④ ユニバーサルデザインのまちづくり・・・**公共的施設や住居環境の改善**

(2) 地域生活の支援「あんしん」

- ① 生活支援・・・**居宅生活支援、居住支援、経済的支援、福祉用具購入費等の支援、意思疎通支援**
- ② 防災・防犯等の対策・・・**防災対策、防犯対策、交通安全対策**
- ③ 権利擁護、虐待防止・・・**権利擁護、虐待防止**

(3) 医療・保健・福祉の連携「すこやか」

- ① しょうがいの早期発見・早期支援・・・**健康づくりの推進、しょうがいの早期発見・早期対応、疾病の早期発見・早期対応 等**
- ② 精神保健・医療の充実・・・**心の健康づくりの推進、相談支援・医療の充実、地域生活への移行促進、地域交流サロン**
- ③ 医療的ケアへの対応・・・**医療の充実、医療的ケアの充実**
- ④ 医療費の支援・・・**更生医療、育成医療、精神通院医療、福祉医療**

(4) 子どもの発達・育成支援「はぐくむ」

- ① 地域における子育て支援・・・地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援、放課後・休暇中の支援
- ② 乳幼児期からの早期支援・・・発達支援の充実、早期療育の充実
- ③ 学齢期における支援・・・学校教育の充実、進学・就労等の支援

(5) 活動の充実「いきがい」

- ① 就労支援・・・一般就労の拡大、福祉的就労の支援、就労支援体制の充実
- ② 日中活動支援・・・日中活動系サービスの充実
- ③ 社会参加・参画の促進・・・多様な活動の支援、参加を促進する環境づくり

※「色掛け・太字」部分が中間見直し対象。

6. 中間見直しのポイント

- (1) 国の基本指針や県計画との整合性
- (2) 現行プランの進捗状況
- (3) 令和5年度のサービス見込み量の設定
- (4) 市の上位・関連計画との整合性

計画名	担当課	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
長浜市総合計画	総合政策課									
長浜市地域福祉計画	社会福祉課			2期						
ゴールドプランながはま21	高齢福祉介護課			7期						
長浜市子ども・子育て支援事業計画	子育て支援課					2期				
健康ながはま21	健康企画課					2期				
長浜市地域福祉活動計画	社会福祉協議会					2期				
長浜市しょうがい福祉プラン	しょうがい福祉課						見直し			
障害福祉計画	国		第4期		第5期			第6期		
障害児福祉計画	国		-		第1期			第2期		
滋賀県障害者プラン	滋賀県									

7. 見直しの方法

- (1) 長浜市しょうがい福祉推進協議会において、意見を聴取する。
- (2) 長浜米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会において、意見を聴取する。
- (3) 具体的なしょうがい福祉サービス等の整備の目標及び内容を設定するため、しょうがい福祉サービス事業所、関係各種団体へのアンケートやヒアリング等を実施する。

8. スケジュール（予定）

R1	10月	第1回しょうがい福祉推進協議会 ・しょうがい福祉推進協議会について（座長・副座長の選任等） ・計画の位置づけ、見直し方法、スケジュール等について
	12月	長浜米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会 当事者団体・事業所等アンケート発送
R2	1月	事業所ヒアリング
	2-3月	第2回しょうがい福祉推進協議会 ・現状と課題について ・事業所アンケート・ヒアリングの結果について
	7-8月	第3回しょうがい福祉推進協議会 ・しょうがい福祉プラン（素案）（たたき台）について
	9月	長浜米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会
	10-11月	第4回しょうがい福祉推進協議会 ・しょうがい福祉プラン（案）について（指標数値等）
R3	12-1月	パブリックコメント
	2月	第5回しょうがい福祉推進協議会 ・パブリックコメントの結果について
	3月	長浜米原しょうがい者自立支援協議会全体会（報告） 改定